

令和2年度
第1回
小渋ダムにおける掘削等希望者公募要項

令和2年 6月
国土交通省 天竜川ダム統合管理事務所

第1 趣旨

この公募要項は、「小渋ダムにおける湖内堆砂土砂有効活用試行要領」（令和2年6月12日制定）に基づき、国土交通省天竜川ダム統合管理事務所が管理する小渋ダムのダム管理上支障となっている土砂等を、維持管理経費の削減と資源の有効活用を図るため、土砂等の利用を希望する者を公募することについて、必要な事項を定めるものである。

第2 掘削等希望者の資格

掘削等希望者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 長野県知事から砂利採取法第3条の登録を受けている者又は登録を受ける見込みがある者であること。
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2の各号の規定に該当しないこと。該当する場合は、その事実があった後2年を経過していること。
- (4) 掘削等申込書の提出期限前2年以内に、河川法、砂利採取法、建設業法（昭和24年法律第100号）及び採石法（昭和25年法律第291号）に係る違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。

第3 公募対象箇所及び掘削等期間等

- (1) 河川及びダムの名称 天竜川水系 一級河川 小渋川 小渋ダム
- (2) 掘削等の場所 下伊那郡大鹿村桶谷地先（別添位置図及び平面図のとおり）
- (3) 掘削等に係る土地の面積 1,800㎡（別添平面図のとおり）
- (4) 掘削等すべき土砂等の概算数量 約20,000m³
- (5) 掘削の深さ 平均掘削深3.5m
- (6) 掘削等の期間 許可の日から令和2年12月30日まで
- (7) 掘削等にあたっての条件

ア 施工箇所について

掘削等予定箇所は、小渋ダム周辺の貯水池外であり、図面に示した貯水池掘削土の仮置き土とする。

イ 掘削による土の搬出について

掘削による土の搬出については、運搬経路及び通行方法等について、通行区間となる地元地区と十分な調整を実施して搬出すること。掘削等予定箇所からの運搬道路である県道松川インター大鹿線は長野県で管理しており、この道路を安全に利用するため構成される小渋砂利運搬安全対策連絡協議会に計画を提示すること。

ウ 掘削等土の運搬は過積載に十分注意し、雨天などの影響で水分を含む状況である場合は、十分な水切りを行うか、積載量に注意し運搬すること。また、掘削等箇所から県道へ出る際にタイヤ等に付着した土砂等で道路を汚すことの無いよう配慮するとともに、出入り口付近の路面を定期的に清掃すること。

エ 使用機材、重機等の置き場所には十分配慮すること。

第4 公募期間及び掘削等申込み手続き

公募期間は、次のとおりとする。令和2年6月12日(金)午前9時00分から令和2年6月26日(木)午後4時30分まで（郵送の場合は締切日必着のこと）

掘削等希望者は、「掘削等申込書」（様式第1号）、「掘削等計画概要書」（様式第2号）及び必要書類（以下「申請書等」という。）を天竜川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）に提出すること。

申込書等の提出先、提出期限及び提出方法は、次のとおりとする。

(1) 申込書等の提出先

〒399-3801

長野県上伊那郡中川村大草 6884-19

天竜川ダム統合管理事務所 管理課

電 話：0265-88-3743

F A X：0265-88-3697

(2) 申込書等の提出期限

令和2年6月26日（金）午後4時30分（郵送の場合は締切日必着のこと）

(3) 申込書等の提出方法

書面により、(1)に定める提出先に持参又は郵送で提出すること。

なお、持参する場合は、(1)に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時00分から午後4時30分までとする。

第5 公募関係図書のホームページの掲載

公募期間中、関係図書（平面図、横断図等）を事務所ホームページに掲載するものとする。

(1) 掲載期間

令和2年6月12日（金）から

(2) ホームページ

事務所ホームページの専用ページに掲載する。

<https://www.cbr.mlit.go.jp/tendamu/index.php>

第6 本要項に対する質問等

本要項に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出すること。

(1) 受付期間

令和2年6月15日（月）午前9時00分から令和2年6月18日（木）午後4時30分まで

(2) 提出場所

第4 (1)に定める提出先とする。

(3) 提出方法

質問書（任意様式）に、質問内容、質問者の氏名、担当部署、電話番号及びF A X番号を明記の上、持参、F A Xまたは電子メールにより提出するものとし、F A X・電子メールによる場合は、提出後に電話により着信確認を行うこと。

なお、持参する場合は、(1)に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く毎日午前9時00分から午後4時30分までとする。

(4) 質問に対する回答

所長は、質問に対して速やかに回答するとともに、質問及び回答書は、事務所ホームページ専用ページで第4 (2)に定める期限まで掲載するものとする。

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合がある。

第7 掘削等予定者の決定

所長は、掘削等希望者から提出された申込書等の内容に関して、次の項目について総合的に適格審査を行い、適格と認められた者の中から掘削等予定者として決定する。

適格と認められた者が2者以上あるときは、希望者ごとの評価結果によって優先順位を決定する。なお、評価結果は公表しない。

当該年度に公募予定掘削量以上の土砂掘削が必要と見込まれる時は、新たな公募を出さずに優先順位の順に掘削を依頼することもある。

- (1) 掘削等希望者の協同化等の状況
- (2) 掘削等した土砂等のうち、コンクリート用骨材、土木資材及び建築資材その他として有用な砂利の処理方法
- (3) 土砂等の掘削（採取）・運搬・洗浄選別の方法（工程を含む）及び不用残土等の処理方法
- (4) 掘削等した土砂等の用途（自家消費又は他者への有償供給の別、及び公益性等）
- (5) 施工方法等工程全般からみた環境への配慮及び出水時の対応を含む安全対策
- (6) 小渋ダムにおける過去10年（平成22年度以降）の砂利採取の実績

第8 申込書等に関するヒアリング

所長は、提出された申込書等について不明な点が生じた場合には、必要に応じて申込書等の内容に関するヒアリングを実施する。

第9 掘削等予定者の決定及び通知

所長は、申込書等を提出した者に対して、掘削等予定者の決定結果を様式第3号及び第4号により通知するものとする。

第10 掘削等予定者の公表

所長は、掘削等予定者の決定後、掘削等予定者名等を事務所ホームページ専用ページに掲載するものとする。

第11 土砂等の掘削等に係る許認可手続き

掘削等予定者は、測量等により土砂等の掘削等量及び種別を確定し、所長に対し、河川法第25条の規定による土石の掘削等の許可及び砂利採取法第16条の規定による掘削等計画の認可の申請手続きを速やかに（令和2年7月15日までに）行うこと。

第12 土砂等の掘削等に係る許認可に当たって付される主要な条件

- (1) この公募要項による土砂等の掘削等は、ダムの堆積土砂等の除去を目的とすることから、第3に示

した公募対象箇所の掘削等すべき土砂等を全て掘削等すること。また、掘削等が完了した場合、所長が指示する図書を作成・提出し、完了の確認を受けること。

- (2) 土砂等の掘削等のための掘削工事により発生した建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づくほか、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」（平成 13 年 6 月 1 日付け環境省環廃産第 276 号）及び「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 3 号）に準拠し、掘削等予定者の費用において適正に処理すること。
- (3) 土砂等の掘削等のための掘削工事により発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に準拠し、掘削等予定者の費用において適正に分別・再資源化等を行うこと。
- (4) 土砂等の掘削等及び運搬により他に損害を与え、又は与えるおそれがあるときは、掘削等予定者の責任において解決すること。

第 13 その他

- (1) この公募要項による土砂等の掘削等は、河川法第 20 条の規定による河川管理者以外の者が行う河川の維持に該当するが、河川法施行令（昭和 40 年 2 月 11 日政令第 14 号）第 12 条において承認を要さない行為としている「草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持」と解し、河川法第 20 条の規定による河川管理者以外の者が行う河川の維持に係る承認は、不要とする。
- (2) この公募要項による土砂等の掘削等は、河川法施行細則（昭和 40 年 3 月 31 日長野県規則第 24 号）第 5 条第 2 項の規定により、掘削等予定者から長野県知事へ減免申請を行うことで土石採取料が免除される見込みである（土石採取料の減免は長野県知事の裁量権のため）。
- (3) 公募対象箇所の試掘を希望する者は、天竜川ダム統合管理事務所の担当職員の立会のもと、自らの費用で試掘を行うことができる。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

土砂等利用申込書

天竜川ダム統合管理事務所長 様

申込者 住所または所在地
氏名または名称
代表者氏名

一級河川小渋川 小渋ダムにおける土砂等の採取について、公募要項記載の条件を承諾し、別紙「採取計画概要書」のとおり採取を希望するので申し込みます。

(様式第2号)

土砂利用計画 概要書

氏名又は名称 (砂利採取業者登録年月日及び登録番号)	()
住所又は所在地 代表者氏名	
担当部署 担当者名 連絡先(電話番号)	
砂利採取業務主任者 (資格取得年月日及び登録番号)	()
採取について保証を受ける見込みのある 砂利採取業者 (協同組合等団体以外の場合のみ記載) ※ 2者以上を記載	
採取する土砂等の概算数量	
採取する期間 1日の採取予定時間	〇〇時〇〇分 ~ 〇〇時〇〇分 (1日 〇〇時間〇〇分)
採取した土砂等の処理方法 (有用砂利の歩留、骨材等として有用な砂利の混 合比率、骨材の粗粒率、実積率等の見込みその他 処理方法)	
掘削(採取)・運搬・洗浄選別の方法(工 程を含む)及び掘削(採取)等のための 設備その他の施設	
洗浄選別後の不用残土等の処理方法	
採取した有用砂利等の用途・使用方法	

採取等に伴う災害の防止のための方法及び施設	※出水時の対策等があれば具体的に記入すること
濁水・水質事故防止の方法とその対策	※記載必須 ※濁水対策の方法を具体的に記載すること ※水質事故が発生した時の対策を具体的に記入すること
採取した土砂等の水切りの方法及び施設	
採取した土砂等の搬出方法及び経路	※国県道及びプラントまでの経路を示した地図を添付すること
運搬車の稼働時間	〇〇時〇〇分 ～ 〇〇時〇〇分 (1日 〇〇時間〇〇分)
プラントの所有状況	所在地 自己所有 (新設 ・ 改修 ・ 既存) 貸借 (所有者住所氏名：)
掘削等に使用する重機の運搬方法 (特殊車両通行許可が必要な場合のみ)	※別紙として特殊車両運搬許可証の写し及び運搬ルートを示した地図を添付すること (特殊車両運搬許可について、現在申請中あるいは今後申請を実施予定の場合は、運搬予定ルートのみ添付とし、作業前に運搬許可の確認ができるよう資料を提示すること)

- ※ 工程表を添付すること。
- ※ 必要に応じて図面等を添付すること。
- ※ 特殊車両通行許可については、下記サイトを参考に道路法違反とならないよう留意すること。
https://www.cbr.mlit.go.jp/road/oogatasha_tekisei/#link2
- ※ 本様式に記載しきれない場合は、適宜別紙を作成する等により対応すること。

(様式第3号)

国部整天統第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
代表者氏名

天竜川ダム統合管理事務所長

一級河川小渋川 小渋ダムにおける土砂等の採取予定者の決定について（通知）

令和 年 月 日付で申込みのあった標記ダムにおける土砂等の採取希望については、別記条件を付して貴殿を採取予定者として決定したので通知します。

については、河川法第25条の規定による土砂等の採取の許可及び砂利採取法第16条の規定による採取計画の認可の申請手続きを速やかに（令和 年 月 日までに）行ってください。

なお、申請手続きや添付図書等について不明な点などがありましたら、下記にお問い合わせください。

国土交通省
天竜川ダム統合管理事務所
担当 管理課
課長 岡本、係長 福山
電話 0265-88-3743
FAX 0265-88-3697
E-mail tendamu@mlit.go.jp

(様式第4号)

国部整天統第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
代表者氏名

天竜川ダム統合管理事務所長

一級河川小渋川 小渋ダムにおける土砂等の採取予定者の決定について（通知）

令和 年 月 日付で申込みのあった標記ダムにおける土砂等の採取希望については、審査（抽選）の結果、貴殿を採取予定者として決定するに至りませんでしたので通知します。
なお、不明な点などがありましたら、下記にお問い合わせください。

国土交通省
天竜川ダム統合管理事務所
担当 管理課
課長 岡本、係長 福山
電話 0265-88-3743
FAX 0265-88-3697
E-mail tendamu@mlit.go.jp